

岩倉市養育支援訪問事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象家庭)

第2条 事業の対象家庭（以下「対象家庭」という。）は、市内に住所を有する家庭のうち、次の各号のいずれかに該当する家庭（里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。）とする。

- (1) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診者等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする者がいる家庭
- (2) 出産後間もない時期（おおむね1年程度）で、育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対し不安又は孤立感等を抱える養育者がいる家庭
- (3) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある等、虐待のおそれ又はその危険性を抱える家庭
- (4) 児童養護施設等を退所し、又は里親委託が終了したことにより、家庭復帰等のため支援が必要な者がいる家庭
- (5) その他事業による支援を市長が必要と認める家庭

(支援の内容)

第3条 事業において、養育支援を行う者（以下「養育支援員」という。）が提供する支援は、育児・家事訪問支援とし、次に掲げる支援のうち、必要と認められる支援について家庭を訪問して行うものとする。

- (1) 育児支援
 - ア 養育者に対する簡易な育児相談・指導
 - イ 児童の保育の支援
 - ウ その他当該家庭が必要とする簡易な育児支援
- (2) 家事支援
 - ア 調理及び食事の世話
 - イ 衣類の洗濯及び補修
 - ウ 住宅の掃除及び整理整頓
 - エ 生活必需品の買物

オ 関係機関等との連絡

カ その他当該家庭が必要とする簡易な家事支援

(養育支援員)

第4条 養育支援員は、保健師、助産師等の資格を有する者又は子育ての経験がある者とする。

2 養育支援員は、訪問支援の目的、内容、支援の方法等について適切な研修を受けるものとする。

3 養育支援員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(対象家庭の把握)

第5条 事業の対象家庭は、健康福祉部福祉課（以下「福祉課」という。）において関わっている家庭の情報又は児童に関する関係機関、施設等からの家庭の情報により把握するものとする。

2 福祉課は、必要に応じて前項の規定により把握した家庭を事前訪問する等の方法により、当該家庭の状況を把握するものとする。

(実施決定及び支援計画の策定)

第6条 市長は、前条の規定により把握した家庭のうち、次に掲げる全ての要件を満たしている場合で、支援が必要と認める家庭について、事業の実施を決定し、岩倉市養育支援訪問計画書（様式第1）を策定するものとする。

(1) 対象家庭の個別の状況からみて他に支援の方法がない、又は他の支援を有効に活用できないこと。

(2) 事業による効果が期待できること。

(3) 対象家庭が事業の実施に同意し、岩倉市養育支援訪問事業同意書（様式第2）を提出していること。

(訪問支援の実施)

第7条 養育支援員は、岩倉市養育支援訪問計画書に基づき、育児・家事訪問支援を実施するものとする。

2 市長は、育児・家事訪問支援について、訪問支援の実施決定及び支援内容の決定に係る事務を除き、適切に訪問支援を行うことができると認められるものに委託することができる。

(事業の実績報告)

第8条 養育支援員は、毎月の事業の実績を岩倉市養育支援訪問事業実施

報告書（様式第3）により福祉課に報告しなければならない。

（費用負担）

第9条 訪問支援を受ける者の費用負担は、無料とする。

（中核機関）

第10条 本事業の実施に係る中核機関は、福祉課とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1 (第6条関係)

岩倉市養育支援訪問計画書

計画書		策定年月日	年 月 日	番号		
対象 家 庭	住所					
	連絡先					
	続柄	氏名	性別	生年月日	年齢	職業等
関係機関						
検討状況						
実施事由	家庭状況	(1) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診者等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭 (2) 出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対し不安、孤立感等を抱える家庭 (3) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれ又はその危険性を抱える家庭 (4) 児童養護施設等を退所又は里親委託終了後の家庭復帰等のため支援が必要な家庭 (5) その他事業による支援を市長が必要と認める家庭				
訪問支援目的						
具体的支援内容						
訪問支援者						
支援予定期間		年 月 日 ～ 年 月 日				
訪問 予 定 日 時 等	随時訪問	月 ・ 週 回訪問支援を実施				
	日時を定めて実施	訪問方法等				
	1	年 月 日	時 分～	時 分		
	2	年 月 日	時 分～	時 分		
	3	年 月 日	時 分～	時 分		
	4	年 月 日	時 分～	時 分		
5	年 月 日	時 分～	時 分			
※対象家庭の状況に応じて、予定を変更する場合は福祉課と協議して調整する。						

様式第2（第6条関係）

岩倉市養育支援訪問事業同意書

住所					
連絡先					
続柄	氏名	性別	生年月日	年齢	職業等
世帯主					

上記世帯において、岩倉市養育支援訪問事業による支援の実施及びその事業に必要な範囲での関係機関との情報共有に同意します。

年 月 日

氏名 _____

様式第3（第8条関係）

岩倉市養育支援訪問事業実施報告書

報告者 _____

対象者氏名	時間帯		番号	支援内容、訪問記録等
	開始時間	終了時間		

※支援内容、訪問記録等には些細なことでも記入してください。